

## 解散公告(第二回)

当法人は、令和八年九月二十四日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年十月十九日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

広島市中区上八丁堀五番五十一〇五

医療法人北原会

清算人 原田 能之

## 解散公告(第二回)

当法人は、社員の欠亡により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年十月十九日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

沖縄県中頭郡北中城村字瑞慶覧六四六番地

医療法人真心会

清算人 名城 眞治

清算人 名城喜興子

清算人 原 俊雄

## 解散公告(第三回)

当組合は、令和八年八月三十日開催の臨時総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年十月十六日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月二十日

福井県大野市篠座第四五号一 一番地

農事組合法人豆の木

清算人 長田 泰子

## 第四十八期決算公告

令和八年六月三十日現在

貸借対照表の要旨

資産の部

流動資産

固定資産

合計

負債及び純資産の部

流動負債

固定負債

株主資本

利益剰余金

一、一、三〇九

九〇五、〇〇三

四、四五六、二五二

一八、〇〇〇

四、四三八、二五二

利益準備金

その他利益剰余金

(当期純利益)

合計

令和八年十月二十日

愛知県半田市東本町二丁目三〇番地

株式会社港食品

株主 須藤 眞悟

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県十和田市大字法量字家ノ前七七番地、最後の住所青森県十和田市大字法量字家ノ前五五番地一 被相続人 亡 下川原義久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十日

青森県十和田市西三番町一番四二号NTT

十和田ビル二階 弁護士法人青空と大地

相続財産清算人 弁護士 橋本 明広

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県青森市橋本一丁目八番地一一、最後の住所青森県青森市久須志三丁目一〇番五号 被相続人 亡 和山 光男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十日

事務所青森市長島二丁目一九番二二号 村上法律事務所

相続財産清算人 弁護士 助川 圭太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森市けやき二丁目一番地四九、最後の住所青森市けやき二丁目一番地二六号 被相続人 亡 千代谷 誠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十日

青森市古川二丁目二番六号 葛西ビル三階

相続財産清算人 弁護士 須藤 眞悟

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県青森市富田五丁目二六四番地一〇、最後の住所青森県青森市富田五丁目一番三〇号 被相続人 亡 森内 治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十日

青森市新町二丁目八番二六号 青森県火災共済会館四階 岩谷法律事務所

相続財産清算人 弁護士 伊藤 貴大

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県秋田市新屋松美ガ丘南町一、最後の住所秋田県秋田市新屋松美ガ丘南町一 被相続人 亡 大嶋 慎也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十日

秋田市八橋三和町五番八号 一階

相続財産清算人 司法書士 高橋 諭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県山形市大字妙見寺三〇番地、最後の住所山形県山形市飯田五丁目七番二五号 被相続人 亡 會田 昭二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十日

青森市新町二丁目八番二六号 青森県火災共済会館四階 岩谷法律事務所

相続財産清算人 弁護士 伊藤 貴大

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県秋田市新屋松美ガ丘南町一、最後の住所秋田県秋田市新屋松美ガ丘南町一 被相続人 亡 大嶋 慎也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十日

秋田市八橋三和町五番八号 一階

相続財産清算人 司法書士 高橋 諭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県山形市大字妙見寺三〇番地、最後の住所山形県山形市飯田五丁目七番二五号 被相続人 亡 會田 昭二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十日

山形市相生町六番四二号 工藤法律事務所

相続財産清算人 弁護士 工藤 剛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県吾妻郡長野原町大字応桑一二六八番地、最後の住所群馬県吾妻郡長野原町大字応桑一八七五番地三六 被相続人 亡 佐藤 義雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十日

群馬県前橋市大手町一丁目五番一 号大手町ビル二一A一四 ぐんま市民法律事務所

相続財産清算人 弁護士 福田 寿男

## 相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区成田東三丁目二五番地、最後の住所埼玉県八潮市八潮二丁目二五番地一九 被相続人 亡 阿部 直樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十日

埼玉県越谷市越ヶ谷一丁目七番一三三番

相続財産清算人 弁護士 加々美 光

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市北区新琴似十二条十三丁目一、二九番地、最後の住所千葉県茂原市大芝三二五番地三 被相続人 亡 山下 敏明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十日

事務所千葉県茂原市鷺巣二九五番地八

相続財産清算人 司法書士 麻生 武

## 第40期決算公告

2026年10月20日

広島県府中市河面町811番地  
綾目精機株式会社 代表取締役 石田 徹

貸借対照表の要旨 (2026年7月31日現在) (単位: 千円)

| 科 目  | 金 額     | 科 目          | 金 額      |
|------|---------|--------------|----------|
| 流動資産 | 275,600 | 流動負債         | 55,728   |
| 固定資産 | 103,338 | (うち賞与引当金)    | (2,570)  |
|      |         | 固定負債         | 51,155   |
|      |         | 株主資本         | 269,595  |
|      |         | 利益剰余金        | 10,000   |
|      |         | 利益準備金        | 259,595  |
|      |         | その他利益剰余金     | 2,500    |
|      |         | (うち当期純損失)    | 257,095  |
|      |         | 評価・換算差額等     | (27,992) |
|      |         | その他有価証券評価差額金 | 2,459    |
| 資産合計 | 378,938 | 負債・純資産合計     | 378,938  |